

5.取扱加盟店マニュアルの作成

〈期間延長に伴う四訂版〉

Go To Eatキャンペーン食事券 「取扱加盟店マニュアル」	総合Q&A
参加対象について Q1. デリバリーやテイクアウト専門店でも参加可能ですか。 A. デリバリーやテイクアウト専門店は対象外になります。 ただし、登録飲食店が自ら行うデリバリーやテイクアウトは対象になります。 Q2. 食事券利用対象店舗とオンライン飲食予約対象店舗は別で申込が必要ですか。 A. 別途、申込が必要となります。 Q3. オンラインクーポンと食事券は併用可能ですか。 A. 併用可能です。 Q4. 参加可能な飲食店とは何ですか。 A. 日本標準産業分類の「76 飲食店」に分類されている飲食店のうち、食品衛生法（昭和22 年法律第233 号）第52 条第1 項の許可を得ている飲食店であり、かつ、その場で飲食させる事業所であつ、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）」に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン（令和2 年5 月14 日、一般社団法人 日本フードサービス協会及び一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会）に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に取り組むことを本事業の参加条件にすることとし、その取組内容を店頭で掲示している飲食店になります。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23 年法律第122 号、以下「風俗営業法」といふ。）第2 条第4 項に規定される「接待飲食等営業」を営む飲食店は対象外となります。 Q5. ホテル内でレストランを営んでいます。対象になりますか。 A. ホテルとは切り離して、宿泊者以外の方が利用できる形で運営されているレストランであれば、飲食店とみなすことができ、対象となります。 Q6. カラオケボックスですが、対象になりますか。 A. カラオケボックスは「76 飲食店」でなく「80 娯楽業」に該当しますので、対象になりません。 なお、「グルメカラオケ店」などについては、同店におけるサービスが主に飲食を中心とするものであるのか、カラオケの利用を中心とするものであるのかによって判断されることになります。 Q7. 家族で小さな飲食店を営んでいます。Go To Eat キャンペーンに参加するには事業規模要件はありますか。 A. 家族経営の小さな飲食店など規模の大小にかかわらず事業に参加していただくことができます。 Q8. Go To Eat キャンペーンに参加するには、どのような感染症対策を行えばいいのですか。 A. 業界ガイドラインに基づき、感染症予防対策に取り組んでいただき、その旨を店頭に掲示していただきます。 また、来店する消費者に「外食をするときのお願い」を周知していただきます。 このほか、詳細は、新型コロナウイルス感染症対策分科会から意見を聴いた上で、農林水産省が決定し、お知らせすることとしています。 ※今後更新の可能性あり	

-24-

Go To Eatキャンペーン食事券 「取扱加盟店マニュアル」	総合Q&A
取扱加盟店について Q1. 取扱店の一覧を見ることはできるか A. 「Go To Eat キャンペーン埼玉県プレミアム付食事券 取扱加盟店一覧」への掲載は事務局ホームページで随時追加掲載いたします。 Q2. 登録内容に変更があった場合はどうすれば良いか A. 速やかに事務局までご連絡ください。 Q3. 使用期間中に取扱いを中止したい場合は A. 期間中の取扱い中止がないようご協力をお願いします。 やむを得ない事情で中止にする場合は事務局にご連絡ください。また、登録証は破棄し、店舗に掲示してある「ステッカー」や「ポスター」等を撤去してください。 取扱加盟店一覧に掲載されている場合は、中止以降も来店されることもありますので、その際は取扱店から使用者に対するご説明をお願いします。	
換金について Q1. 換金伝票への記載を間違えてしまった場合は A. 2 本線で訂正し訂正押印の上、正しい枚数および金額を記入してください。 尚、訂正印は全てに押してください。 Q2. 換金伝票に記載された金額と振込金額が違う場合はどうすればよいのか A. 振込後 2 週間以内に、半券をご用意の上、食事券事務局までご連絡ください。控えの半券がない場合、また振込から 2 週間が経過している場合は異議申し立てができませんのでご注意ください。 また最終タームでは申し立ての期限が令和4年4月28日（木）までとなります。 Q3. 郵便が届かない等のトラブルがあった場合はどうなるのか A. 控えて保管いただいている取扱加盟店控え（小）と換金伝票の1 枚目で代用します。未着のトラブルを避けるためにも必ず郵便局から特定記録郵便でお送りください。 Q4. 食事券の取扱加盟店控えと換金伝票控えはいつまで保管するの A. 換金期間が終了し、全ての換金が終了するまでは大切に保管してください。 本事業終了後、令和4年4月28日（木）以降に廃棄をお願いします。 Q5. 換金は毎回しなければいけないのか A. 換金は全ての回でする必要はありません。食事券の使用状況に応じてお願いします。 Q6. 使用者から受け取った食事券の盗難、紛失、滅失等があった時はどうなるか A. 取扱加盟店の責任となります。食事券の取扱、保管には十分ご注意ください。	

-25-

Go To Eatキャンペーン食事券 「取扱加盟店マニュアル」	<問い合わせ先>										
Go To Eatキャンペーン埼玉県事務局 不明な点がございましたら下記、取扱加盟店向けコールセンターまでご連絡ください。 <table border="1"> <tr> <td>受 付 時 間</td> <td>10:00～17:00 ・月～金（平日のみ）</td> </tr> <tr> <td>T E L</td> <td>048-644-5690</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>048-649-4510</td> </tr> <tr> <td>E - m a i l</td> <td>goto-eat-saitama001@bsec.jp</td> </tr> <tr> <td>ホ ー ム ペ ー ジ</td> <td>https://saitama-goto-eat.com/</td> </tr> </table> 		受 付 時 間	10:00～17:00 ・月～金（平日のみ）	T E L	048-644-5690	F A X	048-649-4510	E - m a i l	goto-eat-saitama001@bsec.jp	ホ ー ム ペ ー ジ	https://saitama-goto-eat.com/
受 付 時 間	10:00～17:00 ・月～金（平日のみ）										
T E L	048-644-5690										
F A X	048-649-4510										
E - m a i l	goto-eat-saitama001@bsec.jp										
ホ ー ム ペ ー ジ	https://saitama-goto-eat.com/										

-26-

6.令和2年度 Go To Eatキャンペーン 埼玉県プレミアム付食事券発行事業 約款

第1章 総則

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた国内経済の回復に向けた緊急経済対策として令和2年度 Go To Eatキャンペーンに係る事業のうち食事券発行事業を埼玉県において（以下「本事業」という。）行う。

2 本事業の実施に関しては、この約款に定めるところによる。

(発行団体)

第2条 プレミアム付食事券（以下「食事券」という。）の発行団体は、Go To Eatキャンペーン埼玉県事務局（以下「事務局」という。）とする。

(実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、令和2年9月30日から令和3年3月31日までとする。

(食事券の販売内容)

第4条 食事券の販売単位は、額面1,000円の10枚と500円の5枚をもって1冊とする。

2 食事券の販売は、1冊単位とし、販売金額は10,000円とする。

(券面表示事項)

第5条 食事券には次の事項を記載する。

- (1) 問合せ先
- (2) 利用可能な金額、期間
- (3) 偽造防止のための券番
- (4) 釣銭対応
- (5) 返品、返金等の対応
- (6) 紛失、盗難等の免責
- (7) 転売の禁止
- (8) その他食事券の管理に必要な情報

第2章 食事券の販売

(購入対象者)

第6条 食事券の購入対象者は、特に定めない。

(購入限度額)

第7条 食事券の購入限度額は、1名につき1回2冊までとする。（回数に限度は設けない）

(販売方法)

第8条 食事券の販売方法は、次のとおりとする。

(1)事務局ホームページにて予約を行い、予約後2日から10日以内に、ファミリーマート店頭での多機能端末（Famiポート）にて受付、レジにて支払い・受け渡しを行う。

(食事券の販売期間)

第9条 食事券の販売期間は、第一期令和2年10月23日（金）10:00から令和2年11月30日（月）23:59まで、第二期令和2年12月1日（火）0:00から令和3年1月31日（日）23:59までとする。（予約期限は1月31日23:59まで、支払い・受け渡し期限は2月11日23:59まで）

2. 発行額が上限100億円に達した場合は上記期間より前に販売を終了する

(販売場所)

第10条 食事券の販売場所は、次のとおりとする。

(1)全国のファミリーマート店頭において行う。

(販売周知)

第11条 事務局は、ポスター等により、販売の周知をするものとする。

第3章 食事券の利用

(有効期間)

第12条 食事券の有効期間は、令和2年10月23日から令和3年3月31日までとし、有効期間を経過した食事券は無効とする。

(取扱加盟店)

第13条 食事券が利用できる店舗は、第19条による登録をした店舗（以下「取扱加盟店」という。）とする。

(対象サービス)

第14条 食事券は、取扱加盟店が取扱う食事サービス（テイクアウト及びデリバリーを含む）（以下「食事サービス」という。）について、利用できるものとする。

(釣り銭)

第15条 食事券の利用に対する釣り銭は、支払わないものとする。

(利用者の責務)

第16条 利用者が購入した食事券の返品、現金との交換はできないものとする。

2 利用者が食事券で購入した食品等については、現金による返金はできないものとする。

3 利用者が購入した食事券が盗難、紛失、滅失した場合は、利用者の責務とする。

4 利用者が購入した食事券は、転売できないものとする。

第4章 食事券の加盟店

(取扱加盟店の募集)

第17条 取扱加盟店の募集の周知方法は、埼玉県商工会議所連合会・埼玉県商工会連合会の協力、及び本事業のホームページ等によるものとする。

※上記約款は、Go To Eat キャンペーン埼玉県のホームページに公開。取扱加盟店募集要項の中にも掲載して配布。

5.令和2年度 Go To Eatキャンペーン 埼玉県プレミアム付食事券発行事業 約款

(取扱加盟店の登録資格)

第18条 取扱加盟店の登録資格は、埼玉県内で営業しており3密対策を実施している店舗とする。ただし、反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力を不当に利用していると認められるなど反社会的勢力と密接な関係を有していないこととする。以下詳細の条件を満たしている店舗に限る。

(1)日本標準産業分類の「76 飲食店」に分類される飲食店のうち、食品衛生法第52条第1項の許可を得ている飲食店であり、かつ、その場で飲食させる事業所とし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」を営む飲食店を除く。

(2)「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改定）に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に取り組んでいる店舗。

2 次に掲げるものは除く

(1)特定の宗教または政治団体と関わるもの

(2)公序良俗に反するもの

(3)その他事務局が不適当と認めるもの

(取扱加盟店の登録手続き)

第19条 取扱加盟店の登録を希望する店舗は、事務局の作成するホームページからのWEB申込み、又はFAXによる申込みとし、事務局からの承認を得なければならない。また承認の方法は事務局からの決定通知書・取扱加盟店マニュアル・ポスター・ステッカー・食事券見本・換金ツール（使用済み食事券送付用封筒・使用済み食事券換金伝票）（※以下加盟店キットという）の郵送到着をもって承認とする。認可できない場合は、メール又はFAXにて連絡する。

2 事務局は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請者が登録資格を有することを確認の上、当該申請者に加盟店キットを送付する。

3 事務局は、事務局構成団体のホームページ等で、加盟店を明らかにしなければならない。

(加盟店の募集期間)

第20条 加盟店の募集期間は令和2年9月30日から令和3年1月31日までとする。ただし、加盟店の数が十分でない場合は、募集期間を延長することができる。

(換金期間)

第21条 加盟店による使用済み食事券の換金期間は、令和2年10月23日から令和3年4月28日までとする。

2 換金期間を過ぎた食事券は無効とする。

(換金方法)

第22条 加盟店の換金方法については、次のとおりとする。

(1)使用済み食事券を換金する場合は、事務局が指定する場所に、使用済み食事券換金伝票と半券を切り取った使用済み食事券を郵送にて提出する。取扱加盟店は、登録申請時に指定した預金口座へ、換金額の振り込みを受ける。

(2)取扱加盟店に対する換金額の振り込みは、月に最大2回とし、設定する毎月の回収日までに到着した食事券額面金額分について振り込みを行う。回収については当日消印有効とする。

(3)取扱加盟店の預金口座へ換金額を振り込む際の振込手数料は、事務局が負担する。

(4)入金額に疑義が生じた場合、着金から2週間以内に申し出があった場合に限り対応する。

(取扱加盟店の遵守事項)

第23条 加盟店は、次の事項を遵守しなければならない。

(1)利用者が利用期間中に食事券を持参した場合は、食事券額面分の食事サービスの提供を行うこと。

(2)事務局から配布された加盟店の告知ポスター等は、利用者の見やすい場所に掲示すること。

(3)利用者から受け取った食事券には、申込書記載の店舗名、店舗責任者名を押印又は記入すること。

(4)他店押印・記載のある食事券は、受け取らないこと。

(5)偽造等の不正使用の疑いがある場合は、受け取りを拒否し、その事実を速やかに警察に通報するとともに、事務局に報告すること。

(6)食事券の交換、譲渡、売買、再利用はしないこと。

(7)加盟店が自ら購入した食事券を自店名で換金しないこと、また、商品仕入れ等に使用しないこと。

(8)換金伝票の写し及び提出済の食事券の半券については、本事業終了の4月30日まで保管すること。

(9)「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改定）に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に取り組む、申請案内事務局（農林水産省設置）から配布された感染症対策ツールを掲示すること。

(10)新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項に基づく埼玉県知事からの下記要請に従うこと。

・彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び業界のガイドラインを活用した感染症対策の徹底

・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)及び埼玉県LINEコロナお知らせシステムの導入

また、Go To Eatキャンペーン期間中に、同法に基づく新たな要請があった場合には、それに従うこと。同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従うこと。

(11)本約款に定める各条項を遵守するとともに、事務局からの指示に従うこと。

(加盟店資格の喪失等)

第24条 事務局は、前条の各号に違反する行為が加盟店に認められた場合は、換金の拒否、取扱加盟店登録の取り消し、損害賠償の請求等を行うことができる。

(紛失等の責務)

第25条 利用者から受け取った食事券が盗難、紛失、滅失した場合は、加盟店の責務とする。

2 ただし、食事券郵送時の食事券滅失については、使用済み食事券換金伝票の写しと、加盟店が保管する滅失した食事券の半券の提出を行うことができる場合に限り、事務局の責務とし、損害の補填をするものとする。

(届出事項の変更)

第26条 加盟店は、登録事項に変更があった場合は、速やかに事務局に届け出るものとする。

第5章 雑則

(事務局の過失による紛失等の責務)

第27条 事務局の過失による食事券の盗難、紛失、滅失は、事務局の責務とし、損害の補填をするものとする。

(その他)

第28条 この約款に定めるもののほか、本事業の実施に伴い必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この約款は、令和2年9月30日から施行する

7.加盟店募集要項

利用者に求められる感染症対策

- 加盟店は、以下の事項をその利用者に周知する。
- ・発熱や咳など異常が認められる場合は来店しない。
 - ・できる限り混雑する時間帯を避ける。
 - ・**大人数での会食や飲み会を避ける。**
 - ・店が、席の配置や食事の提供方法を制限することに協力する。
 - ・食事の前に手洗い・消毒をする。
 - ・咳エチケットを守る。**会話の声は控えめにし、大声に繋がりがやすい大量の飲酒を避ける。**
 - ・食事中以外はマスクをする。

「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」及び業界のガイドラインを活用した感染症対策の徹底している店舗。また、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」及び「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」を導入している店舗。



埼玉県独自の条件

モニタリング調査の実施について

現在、飲食店等の感染防止対策の継続のため、彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）による認証を受けている事業者に対して、感染防止対策の取組の遵守状況を確認するモニタリング調査を実施しています。

感染防止対策の取組の再確認ができた事業者には、「モニタリング実施済ステッカー」を交付します。

御協力をお願いします。

制度の概要

埼玉県内の飲食店を対象として、適切な感染防止対策を推進するため、彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）制度をつくりました。個別に事業者を訪問し、業種別ガイドライン等を遵守する事業者に対し、認証ステッカー（彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス））を交付します。



(PDF: 3.185KB) (クリックするとダウンロードできます)

案内チラシは [こちら](#) (PDF: 3.185KB)

休業している場合の取扱いは、[こちら](#)をご参照ください。

現地確認の実施状況、認証店舗一覧については、[こちら](#)をご参照ください。



【認証ステッカーイメージ】



【モニタリング実施済ステッカーイメージ】

8.取扱加盟店一覧

市区町村名	件数
さいたま市西区	50
さいたま市北区	145
さいたま市大宮区	629
さいたま市見沼区	137
さいたま市中央区	161
さいたま市桜区	59
さいたま市浦和区	409
さいたま市南区	188
さいたま市緑区	125
さいたま市岩槻区	102
川越市	560
熊谷市	312
川口市	623
行田市	56
秩父市	125
所沢市	449
飯能市	115
加須市	96
本庄市	152
東松山市	158
春日部市	242
狭山市	144
羽生市	92
鴻巣市	91
深谷市	171
上尾市	265
草加市	269
越谷市	586
蕨市	106
戸田市	176
入間市	156
朝霞市	165
志木市	42
和光市	76
新座市	171
桶川市	79
久喜市	209

市区町村名	件数
北本市	76
八潮市	71
富士見市	142
三郷市	200
蓮田市	68
坂戸市	95
幸手市	63
鶴ヶ島市	97
日高市	34
吉川市	77
ふじみ野市	120
白岡市	28
北足立郡伊奈町	31
入間郡三芳町	29
入間郡毛呂山町	30
入間郡越生町	11
比企郡滑川町	21
比企郡嵐山町	22
比企郡小川町	25
比企郡川島町	23
比企郡吉見町	11
比企郡鳩山町	4
比企郡ときがわ町	11
秩父郡横瀬町	8
秩父郡皆野町	8
秩父郡長瀬町	37
秩父郡小鹿野町	13
秩父郡東秩父村	4
児玉郡美里町	14
児玉郡神川町	8
児玉郡上里町	42
大里郡寄居町	28
南埼玉郡宮代町	17
北葛飾郡杉戸町	34
北葛飾郡松伏町	8
合計	9,201

3. 事務局業務について

Go To Eat キャンペーン埼玉県事務局は主に以下の業務を行いました。

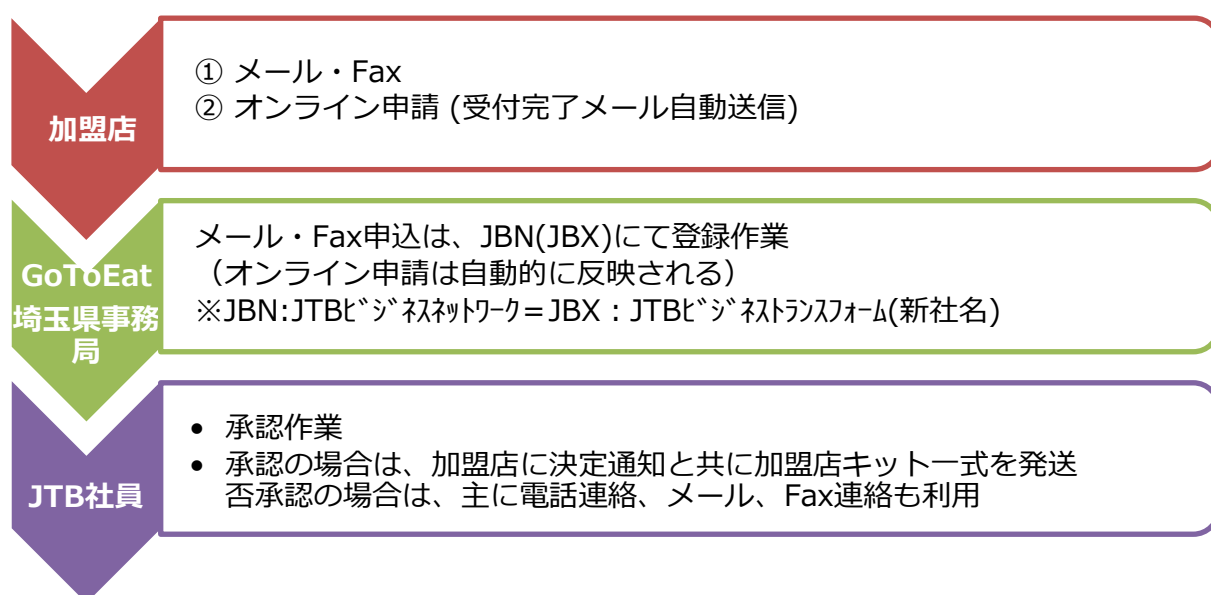
1. 設置目的

GoToEat キャンペーン埼玉県における加盟店への適切な対応を行い、円滑な事業運営管理。

- インターネットまたはメール・Faxによる加盟店登録業務
- 登録加盟店への情報提供と情報管理
- 必要物資の配送作業
- 食事券の管理、精算、それに付随する業務
- 情報の集計、分析、調査等
- 関係省庁への報告等

2. Go To Eat キャンペーン埼玉県事務局 業務フロー

■ 加盟店申請



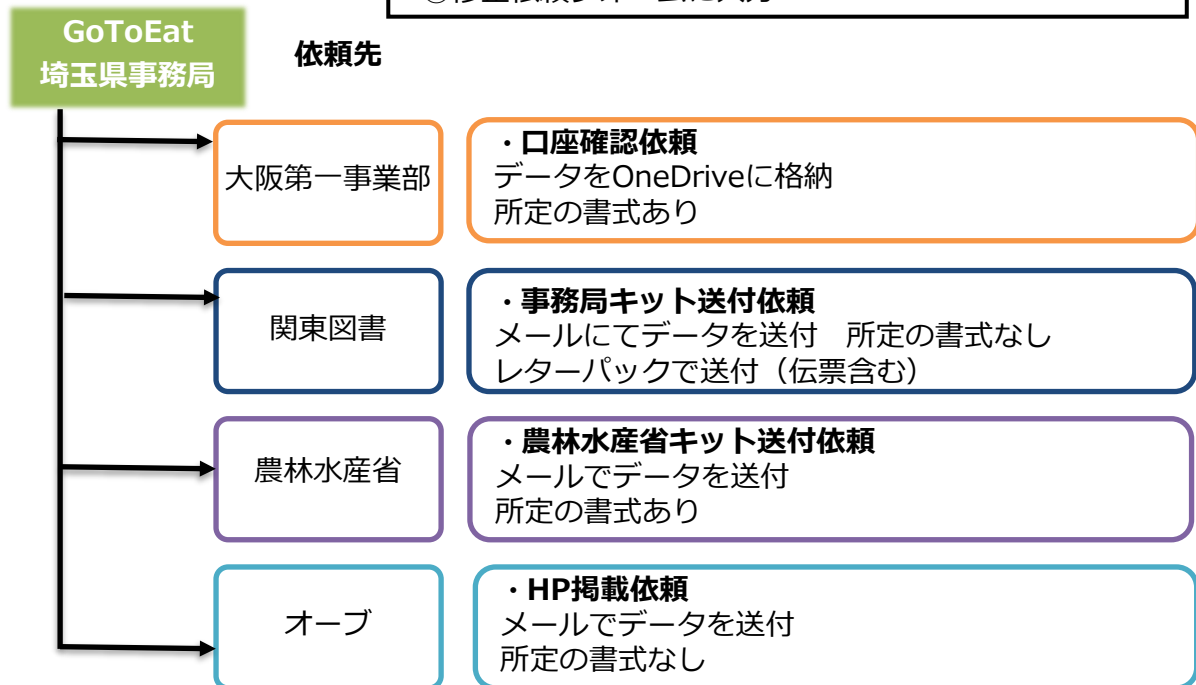
承認 or 否認承認

■ 加盟店申請＜WEB申請＞

加盟店申請がWEBの場合は、上記の内容と流れは同じであるが、登録内容が自動的にスパイラルへ反映されることがメール・Fax申込と違う点である。

■ 承認後の各種依頼先

加盟店より変更連絡があったら、電話では受け付けずに、
①メール・Faxにて事務局に依頼内容を送ってもらう。
Mail goto-eat-saitama001@bsec.jp
②修正依頼フォームに入力



■ 換金申請

